

令和3年（2021年）4月以降の住宅に係る省エネ評価法について

①令和3年（2021年）4月1日より新地域区分への完全移行となります。

●地域区分の見直しについて

○新・旧地域区分の併用期間：令和元年11月16日から令和3年3月31日まで

◎新地域区分への完全移行：令和3年4月1日より

《新築における地域区分の取扱い》

各制度	新地域区分への完全移行 ※令和3年4月1日以降	完全移行後（令和3年4月1日以降）の変更
性能向上計画認定 長期優良住宅認定 低炭素建築物認定	所管行政庁への認定申請日	変更前の地域区分によらず、 新・旧いずれかの地域区分の適用が可能 （※ただし、令和元年11月16日～令和3年3月31日の経過措置期間に、新地域区分にて申請を行った物件の令和3年4月1日の変更の際は、新地域区分が適用されることとなります。）
フラット35 BELS	申請を受けた日	
住宅性能表示制度	申請を受けた日	変更前と同じ地域区分を適用

②平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）の変更について

●現行版（Ver. 2.8）と次期更新版（Ver. 3.0）の移行スケジュールについて

現行版（Ver. 2.8）は、令和4年3月31日まで使用可能です。ただし、現行版と次期更新版を混合することはできません。

(外皮計算が現行版 (Ver. 2.8) なら、一次エネルギー消費性能プログラムも現行版 (Ver. 2.8) を使用する必要があります。)

【注意】: ここでいう「Ver.」は、建築研究所 技術情報のものであるため、お使いの計算ソフト等が現行版か次期更新版のどちらに該当するかは発行元にご確認ください。

(参考) 各制度における計算支援プログラム等の扱い (R3年4月以降)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001364799.pdf>

●次期更新版 (Ver. 3.0) の主な変更の概要

1. 取得日射熱補正係数の評価方法の変更について

⇒ CSV データから必要な数値を読み取り評価する方法が廃止され、新たに「日よけ効果係数計算ツール」を用いた評価方法が追加されます。

2. 当該住戸の外皮の部位の面積等を用いずに外皮性能を評価する方法 (簡易計算法) について

⇒ 鉄骨造、RC 造も計算可能になります。

3. 基礎断熱時の基礎および土間床等の外周部の熱損失の評価方法について

⇒ 土間床等の外周部の熱損失と基礎の熱損失は別々に評価することになります。

具体的に①基礎形状によらずに使うことのできる値を採用する方法 ②表から値を選択する方法

③WEB プログラムを用いる方法 ④従来の評価方法 (当面の間、従来の評価方法を利用することが可能)

4. 部位の熱貫流率の算定方法 簡略計算方法①のうち、付加断熱する場合の面積比率を廃止

⇒ 下地材などにより、外張り断熱又は付加断熱の断熱材の熱抵抗に 0.9 を乗じて計算するルールに統一

5. 部位の熱貫流率の算定方法 貫流率補正法の廃止

⇒ 簡略計算補正法② 廃止

6. 建具とガラスの組合せによる開口部の熱貫流率の廃止

⇒ 日本サッシ協会や板ガラス協会等のカタログや仕様表によって確認方法や、簡易計算法によることが出来ます。

その他の変更については、建築研究所 技術情報 の下記資料「2021年4月における評価方法の変更概要」でご確認ください。

https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/EnergyProgramforHouse_Ver281toVer300_210401.pdf

※住宅性能評価・表示協会のホームページよりダウンロードできる外皮計算シートも技術情報 Ver. 3.0 対応版が4月に追加される予定です。